

記入例

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、~~死亡・解任~~ 届出書

（あて先）高 崎 市 長

年 月 日

該当する事項以外は二重線で消す。

届出者が法人の場合は、本店の名称、所在地及び代表者の氏名を記入する。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

前橋市大手町 1-0-1
群馬工業株式会社
代表取締役 高崎太郎
027-224-0000

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		群馬工業株式会社高崎工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地		高崎市高松町 1-0	※ 受理年月日	
大気関係	排出ガス量	2,000Nm ³ /h	※ 特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類の種類	別紙のとおり	※ 備考	
水質関係	排出水量	1,000m ³ /日		
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類の種類	別紙のとおり		
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類			
振動関係	振動発生施設の種類の種類			
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者) 〇〇関係第〇種	選任年月日	平成〇〇年 4 月 1 日		
	職名	生産課長		
	氏名	高崎 太郎		
	担当業務の範囲	法第4条第1項第〇号に定める技術的事項		
選任の事由		人事異動による		
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者) 〇〇関係第〇種	(死亡・解任)年月日	平成〇〇年 4 月 1 日		
	職名	生産課長		
	氏名	渋谷 次郎		
	担当業務の範囲	法第4条第1項第〇号に定める技術的事項		
解任の事由		人事異動による		

施設の名称・規模等を記載した別紙様式を添付する。

施設の名称・規模等を記載した別紙様式を添付する。

選任する公害防止管理者の種類を記入する。また、試験合格証書または認定講習修了証書の写しを添付する。

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係又は振動関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式

ばい煙発生施設の種類の

	番号	施 設 の 名 称	項番号	施 設 の 規 模	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設					
有害物質を発生する施設以外の施設	1	加熱炉	6	300KVA	浸炭焼入れ
	2	ボイラー	1	伝熱面積60㎡	コンクリートブロックの養生

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

水質の場合

別紙様式

汚水等排出施設の種類

	番号	施 設 の 名 称	号番号	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設	1	酸またはアルカリによる 表面処理施設	6 5	自動車エンジン部品製造（洗浄）
	2	電気めっき施設	6 6	同上（めっき）
有害物質を発生する施設以外の施設	1	酸またはアルカリによる 表面処理施設	6 5	自動車エンジン部品製造（製造）
	2	電気めっき施設	6 6	同上（めっき）

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙様式

騒音・振動の場合

騒音発生施設及び振動発生施設の種類

番 号	施 設 の 名 称	公 称 能 力	台 数	施 設 の 用 途
1	機械プレス	100トン	2	製品のプレス加工
計		200トン	2台	

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

- ① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
- ② 機械プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）
- ③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）

注3 同一の種類の施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。